

第6 条件及び期限

1 不正な条件成就（新設）

民法第130条

(1)条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

(2)条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

(改正前民法130条)

条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

本条は、条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができることを規定するものである。

改正前民法130条と異なり、「故意に」という用語に代えて、「不正に」が用いられているが、同じ意義であるとされる。